

20-21

136
8
574

明治廿一年十二月改正

宿屋取締規則

C2
353
02

№14720

○山梨縣令第五拾貳號
宿屋取締規則別冊の通改定來る明治二十二年二月一日より實

施す
但從前營業者にして引續き營業を爲さんとする者は仍ほ本
則に依り更に營業を出願すべし

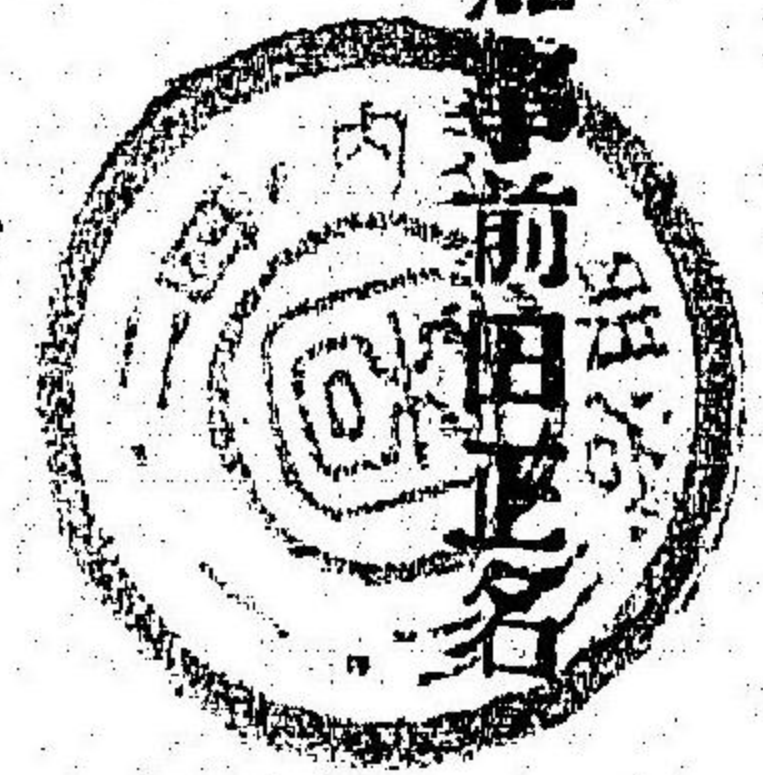


明治廿一年十二月廿一日

山梨縣知事前田正名

宿屋取締規則

第一章 通則



第一條 宿屋を分つて旅人宿下宿屋木賃宿の三種とす

第二條 宿屋營業を爲さんと欲する者は其種類を記し營業用
に供する建物坪數及間取を記したる明細圖面を以て所轄警
察署又は分署に願出て免許鑑札を受くべし其間取坪數を變

更増減し又は轉居せんとするときは圖面を添へ届出認可を受くべし

第三條

左の各項に觸るゝ者は免許を與へず假令免許の後と

雖も本項に觸るゝときは其効を失ふものとす

一 未丁年者にして後見人なき者

二 白痴風癲の者

三 強窃盜及詐欺取財の罪を犯したる者

四 監視中の者

五 風俗を紊るへき所爲ありと認めたる者

第四條

宿屋は左に掲ぐる所業を爲すべからず

- 一 宿引を出し又は人力車夫馭者馬丁駕籠屋等に託し客を誘引する事

二 客の依囑と雖も藝妓を招き又は宿泊せしむる事

三 歌舞音曲等を弄し他客の妨害を爲す事

第五條

左の場合に於ては速に所轄警察署又は分署に届出て

鑑札を返納し又は再度若くは書換を請ふ可し

一 營業を廢止したる時

二 轉居改氏名其他鑑札面に異動を生じたる時

三 鑑札を亡失し又は毀損したる時

第六條

宿屋營業者は其種類を記したる看板を店頭に掲げ旅

人宿木賃宿は夜間十二時迄標燈を以て之れに代ゆべし

但山間僻地等にて標燈を掲ぐる必要なきものは其旨所轄

警察署又は分署に申出特に認可を請ふべし

第七條

宿泊人の所有品は特に其寄托を受けざるも紛失せざ

る様注意すへし

第八條 宿泊人の承諾なくして來訪者其他の者を濫りに其室内に入らしむへからず

第九條 宿泊人疾病に罹りたるときは醫藥食物等其求に應じ特に懇切に取扱ふへし

第十條 宿泊人變死に係り又は不審の處爲あるか若くは其所有品等の紛失したるときは其關係人を止め置即時所轄警察署又は分署巡査駐在所派出所若くは巡行巡査に届出つへし

第十一條 宿屋は宿泊料の額を定め所轄警察署又は分署に届出つ可し

第十二條 宿泊料の抵償として私擅に宿泊人の所有品を押收し又は受領すへからず

第十三條 宿泊人に遊興を勧め又は宿泊料外の金錢を得る目的を以て客の求なき飲食物を供す可らず

第十四條 客に供する臥具及飲食器は清潔なる者を用ゆへし

第十五條 宿泊料其他宿泊人に關する緊要の事項は帳場及客室に掲示すへし

第十六條 營業者其營業に關する諸願届書は本則第十條第二十九條但書第三十一條第三十四條第三十七條を除くの外總て組合取締人の加印を受くへし

第十七條 旅人宿又は木賃宿にして牛馬宿を主とする者は市街を離れたる地を撰み所轄警察署又は分署の特許を受くへし

但馬主のみを宿泊せしむる者は此限にあらす

第十八條 警察官吏は時々旅舎及宿泊人を點檢する事あるへ

第二章 旅人宿

第十九條 旅人宿とは一泊定の旅籠料を受けて人を宿泊せし

むるを云ふ

第二十條 客室は光線を取り空氣を流通せしむへし

第二十一條 客室の坪數拾五坪以上ある者は各室毎に堅固な

る錠前付の押入又は戸棚を設くへし

第二十二條 二階以上の客室貳拾坪以上あるものは階子二個

以上を設く可し

但階子の幅は三尺以上たる可し

第二十三條 便所は臭氣の客室に及はざる所に設くへし

但構造上特に認可を得たる者は此限りにあらす

第二十四條 客室及便所は日々清潔に掃除を爲すへし

第二十五條 客室の坪數拾五坪以上ある者は旅客一名に付客

室一坪半を下る可らす

但同行者は此限りにあらす

第二十六條 客室の坪數十五坪以上あるものは同行者にあら

ざる客を雙方の承諾なくして一室に同室せしむ可らす

第二十七條 客室の番號並に定員は客室の出入口に掲示す可

し

第二十八條 正當の理由なくして旅人の宿泊を拒絶すへから

す

第二十九條 營業者は第一號書式に従ひ宿泊人名簿を調製し
宿泊人發着毎に之を該簿に記入し警察官吏の點檢に供すべし

但警察署分署所在地にある營業者は尙ほ該簿二冊を製し
毎夜十二時迄に其發着を届出へし

第三十條 外國人宿泊したるときは旅行免狀の寫を添へ即時
所轄警察署又は分署巡查駐在所派出所へ届出て其出發は前
條の例に依るべし

第三十一條 宿泊人名簿は其紙數を記し所轄警察署又は分署
の檢印を受くべし
但該名簿は使用終りたる後尙一年間保存すべし

第三十二條 宿泊人名簿には餘白を置かず順次記入し若し誤

記等あるも其紙葉を除却す可らず
客の族籍住所氏名年齢職業並に前夜の投宿行先地は可成本
人をして自書せしむ可し

第三章 下宿屋

第三十三條 下宿屋は一ヶ月の賄料座敷料等を約定して寄宿
せしむるものを云ふ

第三十四條 下宿屋營業者は下宿人投宿後三日内に其下宿人
と連署の上下宿人の族籍住所氏名年齢並下宿の事由を記し
たる第二號書式の届書を所轄警察署又は分署に差出し其檢
印を受け所持すべし

第三十五條 第廿條第廿二條第廿三條は下宿屋にも適用す

第三十六條 下宿人の族籍氏名を記したる木札を店頭又は門

戸に掲出すべし

第三十七條 下宿人他へ轉宿し又は五日以上外泊して所在の不明なるときは其旨所轄警察署又は分署に届出づべし

第四章 木賃宿

第三十八條 木賃宿とは賄をなさず木賃其他の諸費を受けて人を宿泊せしむるものを云ふ

第三十九條 宿泊人滞在中外泊したるものあるときは其旨を帳簿に記し置くべし

第四十條 宿泊人名簿並届出方は第廿九條第卅一條第卅二條の例に従ふべし

第五章 營業組合

第四十一條 宿屋營業人は警察署又は分署所轄の區域に従ひ

各組合を設くべし

但場所に依り種類を別ち組合を設くることを得

第四十二條 組合に入らざるものは宿屋營業を爲すことを得ず

第四十三條 組合に於ては其規約を定め所轄警察署又は分署に届出て認可を受くべし

第四十四條 營業者は組合に關する費用を負担すべし其費額及割賦方法は規約を以て之を定むべし

第四十五條 組合には組合營業者中より正副取締各一人若くは取締一人を公撰し所轄警察署又は分署に届出て認可を受くべし

第四十六條 組合取締人に於て取扱ふべき事項左の如し

- 一 宿屋營業に關する諸規則達命令等を營業者に通知する事
 - 二 組合營業者の營業に關する願届に加印し意見あるものは其旨を記し添申する事
 - 三 營業者名簿を製し増減ある毎に之を加除する事
 - 四 組合に關する費用を取立て之を支拂ふ事
 - 五 組合に關する諸費を決算し之を組合に報告する事
 - 六 正副取締人撰舉に關する事務を取扱ふ事
 - 七 組合規約違反者處分に關する取扱の事
- 右の外規約を以て定めたる事項
- 第四十七條 左の資格に適合する者にあらざれば組合正副取締人たることを得ず

- 一 年齢滿二十五年以上にして組合區域内に相當の家屋若しくは土地を所有する者
 - 二 營業上に關する諸規則を解讀し算筆に通ずる者
- 第四十八條 組合正副取締人に不都合の處爲ありと認むるときは臨時改撰せしむることあるへし

第五十六章 罰則

- 第四十九條 本則第二條第四條第五條第八條第十條第十二條第十三條第十七條第廿六條第廿八條第廿九條第卅條第卅一條第卅二條第卅四條第卅七條第卅九條第四十條を犯したる者又は第六條第十一條第十五條第廿四條第廿七條第卅六條第四十四條の督促を受けて従はざる者は五錢以上壹圓九拾五錢以下の料料に處し又は一日以上十日以下の拘留に處す

相親ノ特徴 其他事故	出發 月日時	到 月日時	着前夜宿泊所	先行地	族籍住所	職業氏名	年齡
合計何十人							
			内管内人何人				
			管外人何人				

下宿轉宿屆
 何々ニ付何年何月何日ヨリ下宿 何府縣區郡町村番戶
 又ハ何月何日轉宿 族籍職業
 右及御届候也 右 氏 年 齡 名
 明治 年 月 日 氏 名 印
 何警察(又ハ分署)署宛 何郡町村下宿營業人 氏 名 印

明治廿二年二月十四日印刷

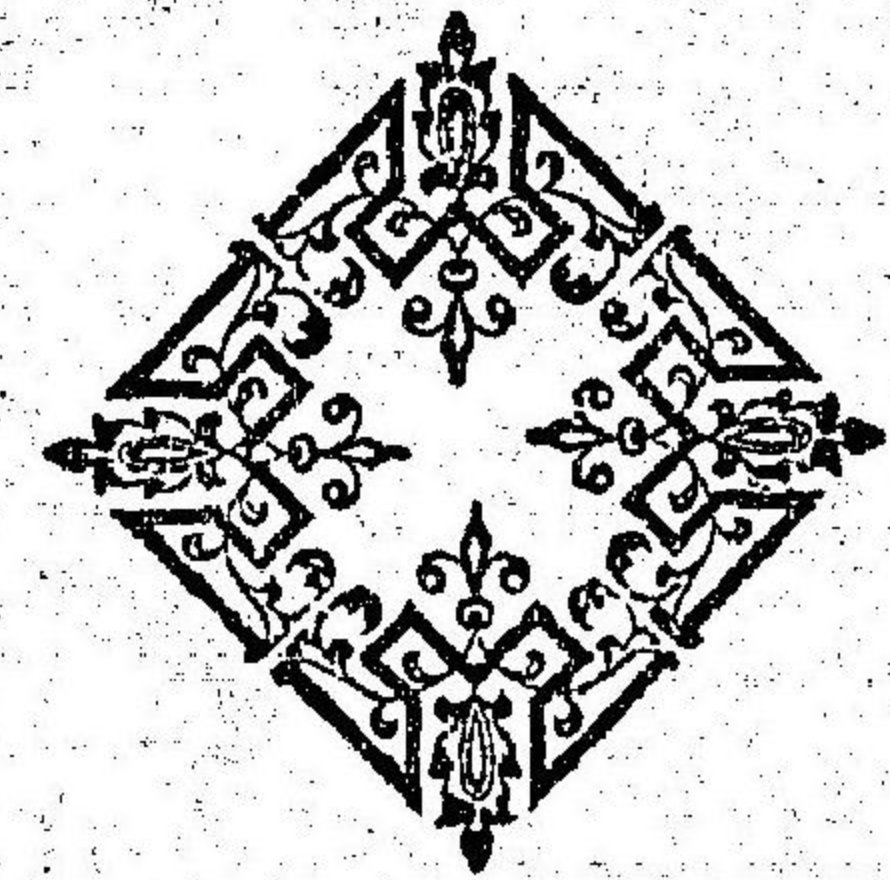
全 年二月十六日出版

印刷兼
發行人

山梨縣平民

秋山石太郎

西山梨郡常盤町四番地寄留



行印所版活藤内府甲

20-21

136
8
574

宿屋取締規則

明治廿一年十二月改正

033653-000-1

CZ-353-03

宿屋取締規則

秋山石太郎

M22

BBK-0496

